

葉山つつじカード交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰に伴う家計支援及び町内の経済振興を目的として実施する葉山つつじカードの交付等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葉山つつじカード 二次元コード等を用いて、特定取引が行える商品券
- (2) 特定取引 葉山つつじカードが対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、特定取引についての換金を申し出ることができる事業者として町に登録された者をいう。

(葉山つつじカードの交付等)

第3条 町長は、令和5年8月1日から令和5年8月31日までのいずれかの時点で本町の住民基本台帳に登録されている者（令和5年9月1日以降に本町に出生又は転入の届出を行い住民基本台帳に登録される者を除く。以下「交付対象者」という。）に葉山つつじカードを交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は葉山つつじカードを交付する。
 - (1) 令和5年8月1日から令和5年8月31日までのいずれかの時点で、町内の児童養護施設に入所している者で葉山つつじカード交付申出書（別紙様式1）により町に申し出た者
 - (2) 令和5年8月1日から令和5年8月31日までの間に他市区町村に出生を届け出たが本町の住民基本台帳への登録が令和5年9月1日以降になった者
- 3 葉山つつじカードの交付額は、交付対象者1人につき5千円とする。
- 4 葉山つつじカードは、交付対象者が属する世帯の世帯主宛に当該世帯の交付対象者全員に係る分を交付するものとする。ただし、特別な事情があると町長が認めた場合、葉山つつじカード送付先変更届（別紙様式2）により送付先を変更することができる。

(葉山つつじカードの使用範囲等)

第4条 葉山つつじカードは、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、葉山つつじカードは、次に掲げるものの購入等については使用することができない。
 - (1) 不動産
 - (2) 金融商品
 - (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - (4) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- 3 交付対象者は、葉山つつじカードの転売及び換金を行ってはならない。

(葉山つつじカードの使用期間)

第5条 葉山つつじカードを使用することができる期間は、令和5年11月1日から令和6年1月31日までの間とする。

(特定事業者の登録等)

第6条 特定事業者として登録できる者は、町内に従業員と設備を有し、物の生産や販売、サービスの提

供を継続的に行っている者で、令和4年1月1日から特定事業者として登録する迄の間に確定申告書を税務署等に提出している者とする。

なお、複数の店舗等を持つ者は、店舗等ごとに登録するものとする。

- 2 特定事業者として登録を希望する者は、別途町長が定める登録申請書兼誓約書を町長に提出するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により登録申請書兼誓約書を受理したときは、速やかに内容を審査し、その内容が適当と認められたときは特定事業者として登録の上、葉山つつじカード取扱店認定証を交付する。

(特定事業者の責務)

第7条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3号に掲げる場合を除き、特定取引を拒んではならないこと。
 - (2) 葉山つつじカードを対価の弁済手段として第4条第2項各号に規定する取引を行ってはならないこと。
 - (3) 葉山つつじカードの偽造等、不正の疑いがある場合は、特定取引を拒否するとともに、速やかに町へ報告すること。
 - (4) 特定事業者は、誠実に特定取引を行うとともに、関係法令等を遵守すること。
 - (5) 葉山町暴力団排除条例(平成24年葉山町条例第8号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等でないこと、並びにこれらの者と密接な関係を有するものでないこと。
 - (6) 町との連携体制を構築し、必要に応じて町からの指示に従うこと。
- 2 町長は、特定事業者が前項各号に掲げる事項に反する行為を行ったときは、特定事業者の登録を取り消すことができる。

(葉山つつじカードの換金手続)

第8条 町長は、特定取引の決済データをもとに、特定事業者に対し、その決済金額に相当する金銭を支払うものとする。

(不当利得の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により葉山つつじカードの交付を受けた者(以下「返還対象者」という。)であることを把握したときは、把握した時期に応じて、以下のとおり対応する。

- (1) 返還対象者が葉山つつじカードを使用する前にあっては、返還対象者に葉山つつじカードの返還を求める。
- (2) 返還対象者が葉山つつじカードを使用した後については、返還対象者に葉山つつじカードを使用した額に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き葉山つつじカードを所持していた場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、葉山つつじカード交付事業の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。

様式1

葉山つつじカード交付申出書

私は、葉山つつじカード交付事業実施要綱第3条第2項第1号に該当することを申し出ます。

住 所	
氏 名	
生年月日	
入所施設名	

施設代表者の証明欄

上記の者が令和5年8月1日から令和5年8月31日までのいずれかの時点で当施設に入所していることに間違いありません。

施設所在地

施 設 名

代表者氏名

印

様式2

葉山つつじカード送付先変更届

私は、葉山つつじカード交付事業実施要綱第3条第4項の規定により、葉山つつじカードの送付先の変更について届け出ます。

届出者

氏名	
住所	
交付対象者との関係	
届出日	令和 5 年 月 日

交付対象者等

住民登録住所	
氏名	
生年月日	
送付先の変更理由	
変更する送付先住所	